

平成 24 年度版
(平成 23 年度事業分)

安芸高田市の男女共同参画施策
実施状況報告書
(概要版)

安芸高田市
平成 24 年 12 月 5 日

目 次

第 1 部 安芸高田市の男女共同参画の現状

1	安芸高田市の人口	2
2	地方自治法(第 2 0 2 条の 3)に基づく委員等の女性の登用	3
3	地方自治法(第 1 8 0 条の 5)に基づく委員等の女性の登用	3
4	一般職員の在職状況	3

第 2 部 安芸高田市の男女共同参画の実施状況

1	平成 23 年度の主な啓発事業	4
2	安芸高田市男女共同参画プランの施策の実施状況	
(1)	男女平等の意識づくり	5
(2)	ともに参画する社会づくり	6
(3)	自立した生き方づくり	7
(4)	安心して暮らせるまちづくり	8

第 3 部 男女共同参画社会づくりに関する事業所アンケート調査報告

1	アンケートに基づく実態と課題	11
---	----------------	----

H23年度 安芸高田市の男女共同参画の状況

平成23年 4月 1日 現在

1 安芸高田市の人口(平成22年4月1日現在住民基本台帳登録者)

	H21.4.1現在	H22.4.1現在	H23.4.1現在	(参考)H24.4.1現在
女性	16,819人	16,596人	16,387人	16,162人
男性	15,561人	15,372人	15,178人	14,987人
総人口	32,380人	31,968人	31,565人	31,149人
世帯数	13,241世帯	13,222世帯	13,223世帯	13,187世帯

2 地方自治法(第202条の3)に基づく委員等の女性の登用

審議会等名	設置根拠	委員総数 (人)	うち女性 委員数 (人)	女性の割 合	委員総数 (人)	うち女性 委員数 (人)	女性の割 合	委員総数 (人)	うち女性 委員数 (人)	女性の割 合	委員総数 (人)	うち女性 委員数 (人)	女性の割 合
		H21.4.1現在			H22.4.1現在			H23.4.1現在			(参考)H24.4.1現在		
市町村防災会議	災害対策基本法第十六条	38	0	0.0%	38	0	0.0%	39	4	10.3%	40	4	10.0%
民生委員推薦会	民生委員法第五条	14	2	14.3%	14	2	14.3%	27	7	25.9%	14	4	28.6%
国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第十一条	9	2	22.2%	9	2	22.2%	9	1	11.1%	9	1	11.1%
介護認定審査会	介護保険法第十四条	20	3	15.0%	27	5	18.5%	27	6	22.2%	20	5	25.0%
環境審議会	環境基本法第四十四条	-	-	-	-	-	-	10	4	40.0%	10	4	40.0%
社会教育委員会	社会教育法第十五条、第十七条の二	18	4	22.2%	18	4	22.2%	18	4	22.2%	18	6	33.3%
スポーツ振興審議会	スポーツ振興法第十八条	-	-	-	-	-	-	10	2	20.0%	9	1	11.1%
図書館協議会	図書館法第十四条	9	5	55.6%	9	6	66.7%	9	6	66.7%	10	6	60.0%
地方文化財保護審議会	文化財保護法第九十条	15	0	0.0%	10	0	0.0%	10	0	0.0%	10	1	10.0%
安芸高田市博物館協議会	安芸高田市博物館設置及び管理条例十三条	10	0	0.0%	9	0	0.0%	9	0	0.0%	8	2	25.0%
障害程度区分認定審査会	障害者自立支援法第十五条	11	3	27.3%	11	4	36.4%	11	4	36.4%	9	4	44.4%
四季の里作家選定審議会	芸術農園「四季の里」芸術施設設置及び管理条例	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	0	0.0%
児童館運営委員会	安芸高田市児童館条例七条	9	5	55.6%	9	5	55.6%			0.0%			0.0%
人権相談員	安芸高田市人権相談員設置条例第一条	3	1	33.3%	3	1	33.3%	3	1	33.3%	3	1	33.3%
民生児童委員(生活相談員)	安芸高田市生活指導員設置条例第一条	123	62	50.4%	123	62	50.4%	124	62	50.0%	123	63	51.2%
安芸高田市情報公開・個人情報保護審査会	安芸高田市情報公開・個人情報保護審査会条例第三条	5	1	20.0%	5	1	20.0%	5	1	20.0%	5	1	20.0%
安芸高田市スポーツ推進員	スポーツ振興基本法第三十二条	59	22	37.3%	59	22	37.3%	54	19	35.2%	54	19	35.2%
安芸高田市まちづくり委員会	安芸高田市まちづくり委員会設置条例第一条	30	9	30.0%	30	11	36.7%	29	10	34.5%	30	9	30.0%
安芸高田市国民保護協議会	安芸高田市国民保護協議会	28	7	25.0%	28	7	25.0%	27	5	18.5%			0.0%
安芸高田市男女共同参画推進審議会	安芸高田市男女共同参画推進条例第十八条	-	-	-	15	8	53.3%	15	8	53.3%	13	8	61.5%
人権対策審議会	安芸高田市人権尊重のまちづくり条例八条	12	1	8.3%	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		401	126	31.4%	417	140	33.6%	436	144	33.0%	390	139	35.6%
県内平均				24.1%			24.7%			24.6%			25.0%

3 地方自治法(第180条の5)に基づく委員等の女性の登用

委員会、委員名	委員数 (人)	うち女性 委員数 (人)	うち女性 委員割合	委員数 (人)	うち女性 委員数 (人)	うち女性 委員割合	委員数 (人)	うち女性 委員数 (人)	うち女性 委員割合	委員数 (人)	うち女性 委員数 (人)	うち女性 委員割合
	H21.4.1現在			H22.4.1現在			H23.4.1現在			(参考)H24.4.1現在		
教育委員会	6	2	33.3%	6	2	33.3%	6	2	33.3%	6	2	33.3%
選挙管理委員会	4		0.0%	4		0.0%	4		0.0%	4		0.0%
公平委員会	3		0.0%	3		0.0%	3		0.0%	3		0.0%
監査委員	2		0.0%	2		0.0%	2		0.0%	2		0.0%
農業委員会	36	2	5.6%	36	2	5.6%	37	2	5.4%	36	2	5.6%
固定資産評価審査委員会	3		0.0%	3		0.0%	3		0.0%	3		0.0%
合計	54	4	7.4%	54	4	7.4%	55	4	7.3%	54	4	7.4%
県内平均			11.1%			11.4%			11.8%			14%

4 一般職の女性在籍状況

区分	一般職 職員総数	うち女 性(人)	女性比 率(%)	一般職 職員総数	うち女 性(人)	女性比 率(%)	一般職 職員総数	うち女 性(人)	女性比 率(%)	一般職 職員総数	うち女 性(人)	女性比 率(%)
	H21.4.1現在			H22.4.1現在			H23.4.1現在			(参考)H24.4.1現在		
市町長部局	292	62	21.2%	280	58	20.7%	284	70	24.6%	323	71	22.0%
教育委員会事務局	55	30	54.5%	54	30	55.6%	36	12	33.3%	35	10	28.6%
保育所	49	47	95.9%	47	45	95.7%	49	47	95.9%	49	47	95.9%
その他行政機関	63	4	6.3%	68	4	5.9%	61	5	8.2%	13	4	30.8%
合計	459	143	31.2%	449	137	30.5%	430	134	31.2%	420	132	31.4%
県内平均			38.3%			38.9%			39.9%			40.6%

5 一般職のうち管理職総数の女性在籍状況

区分	一般職管 理職総数	うち女 性(人)	女性比 率(%)	一般職管 理職総数	うち女 性(人)	女性比 率(%)	一般職管 理職総数	うち女 性(人)	女性比 率(%)	一般職管 理職総数	うち女 性(人)	女性比 率(%)
	H21.4.1現在			H22.4.1現在			H23.4.1現在			(参考)H24.4.1現在		
市町長部局	43	3	7.0%	43	3	7.0%	41	1	2.4%	45	1	2.2%
教育委員会事務局	6	1	16.7%	6	1	16.7%	5	1	20.0%	5	1	20.0%
保育所			0.0%			0.0%			0.0%			0.0%
その他行政機関	10		0.0%	10		0.0%	10		0.0%	5		0.0%
合計	59	4	6.8%	59	4	6.8%	56	2	3.6%	55	2	3.6%
県内平均			12.8%			13.1%			13.2%			13.4%

平成 23 年度男女共同参画推進事業報告

【男女共同参画講演会】

1. 目 的 豊かで活力ある社会を築くためには、男女が対等なパートナーとして互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現をめざすため。
2. 日 時 平成 24 年 2 月 18 日(土)
3. 講 師 アナウンサー 笠井信輔さん
4. 演 題 「息子三人アナウンサー・記者夫婦奮闘物語」
5. 参加者 270 人

【男女共同参画リレー講座】

1. 目 的 安芸高田市における男女共同参画を推進することを目的として、自己啓発の機会、男女でともに取り組む地域づくりを支援する
2. 学習内容 男女共同参画に向けて基礎的な知識を身につけるため、身近なテーマや事例をもとに学習を深める。
テーマは、女性も男性も互いに理解し合い一人ひとりが輝いて生きていることの大切さを日常の生活と結びつけて考え学習する
3. 講 師 タイニィ・エググズさん
(狩山満香さん／吉野紫小枝さん)
4. テーマ 「男女問わず誰もが自分らしくいきいきとした生活を送るため」
5. 日時等 ①平成 23 年 5 月 27 日(金)
場 所 クリスタルアージュ
参加者 220 名 (うち男性 21 名)
②平成 23 年 6 月 9 日(木)
場 所 向原公民館
参加者 81 名 (うち男性 34 名)
③平成 23 年 7 月 28 日(木)
場 所 美土里生涯学習センターまなび
参加者 81 名 (うち男性 34 名)
④平成 23 年 9 月 7 日(水)
場 所 八千代町教育文化施設フォルテ
参加者 113 名 (うち男性 27 名)
⑤平成 23 年 11 月 16 日(水)
場 所 甲田文化センターミュージズ
参加者 61 名 (うち男性 14 名)
⑥平成 24 年 3 月 15 日(木)
場 所 田園パラッツォ

参加者 62名（うち男性21名） 計 618名（うち男性151名）

【男女共同参画づくりに関する事業所アンケート調査】

1. 目的 平成17年度に策定した「安芸高田市男女共同プラン」の見直しに向けて、市民の男女共同参画に関する取組の実態や問題点、意見等を調査し、施策を検討する上での基礎資料とすることを目的に実施した。
2. 調査対象 市内に所在する事業所
3. 調査方法 郵送配布、郵送回収
4. 調査期間 平成23年11月15日(火)～11月29日(火)
6. 回収結果 配布数 387件
有効回収 189件 有効回収率 48.8%
7. 現状と課題 別紙資料

【男女共同参画推進審議会】

1. 平成23年10月24日(月) 401会議
議題 ①平成23年度年次報告について
②平成24年度年次報告スケジュールについて
③平成22年度男女共同参画推進事業について
④平成23年度男女共同参画推進事業について

安芸高田市男女共同参画プラン施策の実施状況(平成23年度事業分)

1 男女平等の意識づくり

施策の基本方向	具体的施策	事務事業名	内 容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H23年度分事業評価)	課	再掲	事務事業番号
(1) あらゆる世代における男女平等の意識づくり	①広報・啓発の充実	男女共同参画事業	○市民啓発や職員研修など講座を開催する。 啓発資料の作成・配布を行う。 ○審議会を開催し、女性参画率アップに向けた市民コンセンサスづくりを取り組む。 ○事業所を対象に、男女共同参画推進状況についてアンケート調査をし、分析を行う。	講座等参加者数：846人 講演会：1回 リレー講座：6回 事業所アンケート 387社/189社の回答 回収率48.8% 女性正規従業員割合38.3% 女性管理職割合11.1%	男女平等意識づくりの浸透を図るため、啓発講座やリレーイベントの開催、啓発資料の配布を行い啓発に努めてきた。平成22年度と比較して各種講演会、講座の参加者数が312名増加している点が効果があった。ただし、全体の参加者数に比して男性の参加率が6.87%減少している点が課題。引き続き、市民への周知のため広報やホームページを活用して啓発を図る必要がある。	人権多文化共生推進室		129
	②情報提供・収集の充実	広報事業	○広報紙を年12回発行 ○ホームページを運営	広報年間発行部数：175,300部 ホームページ更新件数：1193件	広報紙・ホームページに、講演会・平成22年度事業年次報告・推進審議会委員募集・リレー講座について掲載し、市民の皆様にも男女がともに助け合う社会の重要性を伝えてきた。	政策企画課		120
(2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育、学校教育、学校教育の推進	①学校教育における男女平等の推進	家庭教育支援事業	○教育委員会又は所管の教育機関により家庭教育に関する研修・講座を実施する ○保育所やPTA、保護者会等の実施する家庭教育に関する研修講座を支援する ○「『親の力』をまなびあう学習プログラム(広島県教育委員会の推進する参加体験型学習)」ファシリテーターの養成及び活用	講座開催回数：25回 参加者数：1,235人	幼稚園・保育所・小学校・中学校・子育てサークル、PTA・保護者会が主体的に実施する家庭教育支援講座に対して、財政的支援を行っている。これらの講座では、男女共同参画の視点も踏まえ講座を実施していただいた。	生涯学習課		144
		人権教育推進事業	○教職員対象の人権教育研修会の開催 ○指導主事等の学校訪問による指導	人権教育に係る研修会：3回	全学校において、全教育活動を通じた計画的意図的な人権教育を展開し、児童生徒のみならず指導する教職員の人権尊重の精神を涵養することで、男女共同参画意識の基盤を固めることができた。	学校教育推進室		168
	②生涯学習における男女平等の推進	人材育成事業	○管理職及び主任等の研修会の実施 ○人事評価実施 ○各種教育研究団体への負担金納付 ○校内研修講師謝金配当 ○教職員研修会参加負担金助成	研修会参加者数：255人 校内研修会参加者数：255人 管理職研修参加者数：41人	管理職及び主任研修会を年間を通して実施し、教職員の指導力の向上、職能成長を図った。児童生徒理解、共感的な生徒指導、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等の不祥事防止などについて、研修した。	学校教育推進室		177
		成人教育事業	○地域に根ざした特色ある教室・講座を開催する。	高齢者大学講座実施回数：50回 市民セミナー講座開催回数：21回 高齢者大学新規講座参加者数：98人 市民セミナー・その他教室講座延べ参加人数：2,683人	市内各文化センター及び公民館において、高齢者大学及び市民セミナーを実施している。それらの講座では、年1回は、男女共同参画にかんする講座を実施し、意識改善の啓発を図った。	生涯学習課		138
	③家庭等における男女平等の推進	家庭教育支援事業	○市内在住の子どもを持つ保護者	講座開催回数：25回 参加者数：1,235人	幼稚園・保育所・小学校・中学校・子育てサークル、PTA・保護者会が主体的に実施する家庭教育支援講座に対して、財政的支援を行っている。これらの講座では、男女共同参画の視点も踏まえ講座を実施していただいた。	生涯学習課	再掲	144
(3) 男女共同参画を人権問題の一つであると捉えた人権教育・啓発の推進	①人権教育・啓発の推進	人権啓発推進事業	○人権啓発強調月間である7月に人権講演会・人権標語募集・人権パネル展示・映画上映を内容とした人権フェスティバルを開催。 ○人権意識向上のリーダー養成として、人権啓発連続講座の開催。	人権フェスティバル参加者：600人 人権啓発標語応募数：2271人 人権啓発連続講座参加者：335人	「人権尊重のまちづくり指針」に基づき、人権に対する正しい理解と認識を深められるよう、講演会・講座等を開催し人権教育・啓発の推進を図った。女性の人権ホットラインや子ども・高齢者・障がい者それぞれの専門人権電話相談所の案内を広報等で周知を図った。	人権多文化共生推進室		221
	②学習環境の充実	啓発・広報活動事業(八千代)	○断続的な街頭啓発や啓発資料の配布を随時行なう。 ○7月の安芸高田市人権啓発強調月間、12月の人権週間に合わせた参加しやすい啓発イベントを実施する。	人権講演会参加者数：126人 人権啓発紙飛行機数：1,380枚	23年度は男性料理教室を3回実施。事業として定着しつつある。講演会等への男女参加比率は、心辨祭を例にとれば男性は20%を少し超える程度であり、改善のための工夫が必要である。	八千代人権福祉センター		217
		啓発・広報活動事業(高宮)	○各種人権講演会やパネル展・イベントを開催し、人権意識の高揚を図る。 ○集中啓発を12月の人権週間に実施。〔各種団体との連携、人権テント村などを設置や人権文芸賞を開催し、人権意識の高揚を図る。〕	人権講演会参加者数：88人 人権講座・研修会参加者数：196人 街頭啓発・啓発誌配布数：408人 人権文芸賞応募作品数：220人	高宮地域の人権に対する学習機会の充実を図るため、講演会・講座等を開催し、継続し更なる充実を図った。前年度の反省を踏まえて、講演会、講座については、広く参加頂けるように、土日の日中に時間を変更して、実施した。特に、敬老会組織を通じて広く参加頂けるように個別訪問の実施や、役員を通じての呼び掛けも行った。昨年度の未実施となった、中学校PTAとの共催で研修会を実施出来た。次世代を育てる保護者の参加は、意義あるものであり、今後継続した取り組みとしていきたい。	たかみや人権会館		218
③推進体制の充実	総合相談事業(高宮)	○地域住民に対し、生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う。 ○職員・相談員の資質向上のための各種研修〔相談員連絡会〕	巡回相談世帯数：48戸 一般相談件数：361件 相談員研修回数：19回	相談の中に職場内のセクハラについて相談もあり、相談しやすい配慮(女性職員の配置)や対応も行った。また、電話での相談にも女性としての立場での対応や受け答えもソフトな対応にも心配りが出来ている。	たかみや人権会館		240	
(4) 男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直し、意識の改革	①広報・啓発活動の充実	男女共同参画事業	○市民啓発や職員研修など講座を開催する。 啓発資料の作成・配布を行う。 ○審議会を開催し、女性参画率アップに向けた市民コンセンサスづくりを取り組む。 ○事業所を対象に、男女共同参画推進状況についてアンケート調査をし、分析を行う。	講座等参加者数：846人 講演会：1回 リレー講座：6回 事業所アンケート 387社/189社の回答 回収率48.8% 女性正規従業員割合38.3% 女性管理職割合11.1%	啓発講座やリレーイベントを開催し、男女共同参画の視点に基づいた社会制度の定着や慣行の見直しについて、特別相談会や啓発活動の広報を行ってきたが、さらに啓発を図る必要がある。	人権多文化共生推進室	再掲	129
	②主体的な取り組みの支援	人権啓発推進団体活動支援事業	○人権啓発活動団体や女性団体への活動費の一部補助を行う。 ○各団体の活動内容 ①市民を対象とした人権啓発活動。②市民を対象とした学習会、人権講演会の開催。③人権擁護に係る啓発活動(人権の花運動等)。④会員を対象とした研修活動。など	活動支援団体数：4団体	女性連合会等への活動支援を行い、市民の主体的取り組みを支援した。	人権多文化共生推進室		227
	③法律・制度の理解促進	行政相談事業	○相談日の調整と広報、啓発 ○一日総合相談の開設	相談件数：26件 女性相談員：6名中1名	行政相談員の任期満了に伴い、平成23年度当初に女性相談員の選出に努力し、6名中1名の女性相談員が4月1日から選出され、女性が相談しやすい環境づくりに努めた。	総務課		122

安芸高田市男女共同参画プラン施策の実施状況(平成23年度事業分)

2 ともに参画する社会づくり

施策の基本方向	具体的施策	事務事業名	内 容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H23年度分事業評価)	課	再掲	事務事業番号
(1) 施策・方針決定の場への女性参画促進	①審議会等への女性の参画促進	地域振興支援事業	○地域振興助成、コミュニティ助成、地域イベント助成による財政的支援 ○まちづくり支援センターや各地域振興担当課による相談、指導助言などの人的支援 ○活動中の事故を補償するためのまちづくりサポーター保険	活動助成事業実施組織数：31組織 地域イベント開催回数：6回 コミュニティ助成件数：4件	6連合組織からのまちづくり委員会委員の選出にあたり、各組織から1名以上の女性を推薦することを目指して掲げた結果、全委員30名の内9名の委員を選出することができた。	まちづくり支援課		124
	②団体などへの女性登用の働きかけ促進	社会福祉協議会事業援助事務事業	○地域福祉の推進として公共性・公益性の高い事務を行う事務職員に対して、人件費相当額の補助を行う。 安芸高田市(福祉保健部)と安芸高田市社会福祉協議会で定期的に協議会を開催し、各種福祉事業について、統一的な行動が行えるよう調整する。ボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、また、小中高校における福祉教育の支援等、地域の福祉活動の拠点としての役割を果たす、ボランティアの登録、相談、支援コーディネート、ボランティア養成講座の開催、各種ボランティア活動の実施を行う。	ボランティア延べ活動回数：8回 ボランティア延べ活動者数：255人 ボランティアセンター登録者数：565人	理事、監事、評議員の任期は2年。今年度は改選の年でないため役員等の比率に変更なし。男女共同参画の視点に立ち、法律や制度を理解するよう連携を図った。 ※理事及び監事 18名中4名が女性(22.2%) 評議員 31名中13名が女性(41.9%)	社会福祉課		264
	③女性の人材登録の促進	男女共同参画事業	○市民啓発や職員研修など講座を開催する。 啓発資料の作成・配布を行う。 ○審議会を開催し、女性参画率アップに向けた市民コンセンサスづくりを取り組む。 ○事業所を対象に、男女共同参画推進状況についてアンケート調査をし、分析を行う。	講座等参加者数：846人 講演会：1回 リレー講座：6回 事業所アンケート 387社/189社の回答 回収率48.8% 女性正規従業員割合38.3% 女性管理職割合11.1%	広く女性の能力と経験を活かしていくための女性人材登録制度を検討中。	人権多文化共生推進室	再掲	129
(2) 家庭・地域・企業等への男女共同参画の促進	①家庭での男女共同参画の推進	男女共同参画事業	○市民啓発や職員研修など講座を開催する。 啓発資料の作成・配布を行う。 ○審議会を開催し、女性参画率アップに向けた市民コンセンサスづくりを取り組む。 ○事業所を対象に、男女共同参画推進状況についてアンケート調査をし、分析を行う。	講座等参加者数：846人 講演会：1回 リレー講座：6回 事業所アンケート 387社/189社の回答 回収率48.8% 女性正規従業員割合38.3% 女性管理職割合11.1%	啓発講座やリレーイベントを開催し、学習会を提供し、男性の家事等への参加啓発に努めた。昨年比して男性の参加率は6.87%減少した。	人権多文化共生推進室	再掲	129
	②地域活動への女性の参画促進	地域振興支援事業	○地域振興助成、コミュニティ助成、地域イベント助成による財政的支援 ○まちづくり支援センターや各地域振興担当課による相談、指導助言などの人的支援 ○活動中の事故を補償するためのまちづくりサポーター保険	活動助成事業実施組織数：31組織 地域イベント開催回数：6回 コミュニティ助成件数：4件	地域自治組織に対し、地域活動への女性の参加を促進するよう、啓発した。	まちづくり支援課	再掲	124
	③職場における男女平等の推進	担い手育成事業	○研修会や情報提供。 ○農業資金の利子補給助成。 ○共同利用機械の整備。 ○経営構造対策事業等の担い手育成のための国県事業の活用。	利子補給件数：50件 経営改善計画認定数：22件 就農塾開催回数：18回	経営改善計画作成支援や農業情報の提供により、女性のビジネスチャンスの拡大などに努めた。また、産直塾、実践塾を開催し、新たな担い手の掘り起こしをするとともに、塾生同士の交流によるネットワークづくりを行った。	地域営農課		382
(3) 行政の男女共同参画推進の取り組み	①女性職員の職域拡大	職員人事管理事業	○定期人事異動の実施や、業務の繁閑に応じた臨時職員の雇用や人材派遣の受け入れ、また、職員の公務上の災害に対する補償事務を行うことなどにより、組織の活性化や当該年度にける重点事業に対応した適材適所の人事配置を可能とし、市全体の業務が円滑に行われるよう人事管理を行う。	全職員に対する異動率：34.04% 全職員に対する非正規職員の割合：32.40%	職員全体における女性職員の割合 H23.4.1 31.2% H24.4.1 31.4% 一般事務職に占める女性職員の割合 H23.4.1 24.9% H24.4.1 25.1% 職員採用における女性職員の割合 H23.4.1 75% H24.4.1 23.1% (33.3%) ※()は消防吏員を除いた数値	総務課		439
	②女性職員の管理、監督者への登用促進	職員人事管理事業	○定期人事異動の実施や、業務の繁閑に応じた臨時職員の雇用や人材派遣の受け入れ、また、職員の公務上の災害に対する補償事務を行うことなどにより、組織の活性化や当該年度にける重点事業に対応した適材適所の人事配置を可能とし、市全体の業務が円滑に行われるよう人事管理を行う。	全職員に対する異動率：34.04% 全職員に対する非正規職員の割合：32.40%	管理職(課長職)及び監督職(課長補佐・係長)への登用実績 H23.4.1 18人(女性職員数割合13.4%) 7人(一般事務職数割合8.5%) H24.4.1 18人(女性職員数割合13.6%) 7人(一般事務職数割合8.8%)	総務課	再掲	439
	③女性職員の方針決定の場への参画促進	職員人事管理事業	○定期人事異動の実施や、業務の繁閑に応じた臨時職員の雇用や人材派遣の受け入れ、また、職員の公務上の災害に対する補償事務を行うことなどにより、組織の活性化や当該年度にける重点事業に対応した適材適所の人事配置を可能とし、市全体の業務が円滑に行われるよう人事管理を行う。	全職員に対する異動率：34.04% 全職員に対する非正規職員の割合：32.40%	市の重要施策や重要事項に関わる情報を共有することを目的として、監督者を幹部会議(各計画や政策決定の場)に参加させた。	総務課	再掲	439

安芸高田市男女共同参画プラン施策の実施状況(平成23年度事業分)

3 自立した生き方づくり

施策の基本方向	具体的施策	事務事業名	内 容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H23年度分事業評価)	課	再掲	事務事業番号
(1) 自立した意識の確立をめざして	①男女の意識改革の推進	男女共同参画事業	○市民啓発や職員研修など講座を開催する。 啓発資料の作成・配布を行う。 ○審議会を開催し、女性参画率アップに向けた市民コンセンサスづくりを取り組む。 ○事業所を対象に、男女共同参画推進状況についてアンケート調査をし、分析を行う。	講座等参加者数：846人 講演会：1回 リレー講座：6回 事業所アンケート 387社/189社の回答 回収率48.8% 女性正規従業員割合38.3% 女性管理職割合11.1%	男女平等を原則に、互いの性を尊重しつつ、一人の人間として自立して生活していくことができるよう、講演会やリレー講座を通して男女共同参画についての意識啓発、意識改革に努めた。	人権多文化共生推進室	再掲	129
	②女性の自立意識の向上	男女共同参画事業	○市民啓発や職員研修など講座を開催する。 啓発資料の作成・配布を行う。 ○審議会を開催し、女性参画率アップに向けた市民コンセンサスづくりを取り組む。 ○事業所を対象に、男女共同参画推進状況についてアンケート調査をし、分析を行う。	講座等参加者数：846人 講演会：1回 リレー講座：6回 事業所アンケート 387社/189社の回答 回収率48.8% 女性正規従業員割合38.3% 女性管理職割合11.1%	啓発講座や人権講座などで、女性の自立意識の向上のための情報提供に努めた。	人権多文化共生推進室	再掲	129
(2) 子育てをしやす環境の整備	①保育の充実	保育所運営事業	○保育所への入退所の決定及び保育料の賦課徴収。 公立保育所と事務の調整。 ○公立保育所管理運営。	入所乳幼児数：582人 定員数：780人	保護者の就労支援のため、乳幼児を保育所に入所させることにより、男女共同参画に努めた。	子育て支援課	再掲	299
	②子育て支援体制の充実	ファミリーサポートセンター事業	○子どもを預かってほしい依頼会員と子どもを預かるボランティアを希望する提供会員を登録 ○依頼会員の希望に応じ、保育所児童クラブ等開始前や終了後、子どもの預かりを行う。預かりは提供会員の家で、家庭的な雰囲気の中で子どもを見守り交流をして子育ての知恵を伝えたり子どもの成長とともに見守る体制を作る。また、共働きの増加に合わせた病後児の預かりの実施、緊急時の宿泊を伴う預かりの実施に向けた体制を作る。	提供会員登録数：74人 依頼会員登録数：114人 利用回数：244回 利用時間数：442.00時間	育児支援の必要な世帯をボランティアによって支援することで就労しやすい環境の整備を図った。	子育て支援課		306
	③児童の育成環境の整備	児童館・児童クラブ事業	○健全な遊びの指導、クラブ活動及びレクリエーションに関する指導。 ○健康管理、安全確保及び情緒の安定に資する活動。 ○児童館3館、児童クラブ10クラブ運営。	児童館入館者数：132人 児童クラブ入会者数：446人 負担金徴収・受付事務：578人	放課後、児童を預かることで保護者の就労支援をし、男女共同参画に努めた。	子育て支援課		305
	④児童の育成環境の整備	ファミリーサポートセンター事業	○子どもを預かってほしい依頼会員と子どもを預かるボランティアを希望する提供会員を登録 ○依頼会員の希望に応じ、保育所児童クラブ等開始前や終了後、子どもの預かりを行う。預かりは提供会員の家で、家庭的な雰囲気の中で子どもを見守り交流をして子育ての知恵を伝えたり子どもの成長とともに見守る体制を作る。また、共働きの増加に合わせた病後児の預かりの実施、緊急時の宿泊を伴う預かりの実施に向けた体制を作る。	提供会員登録数：74人 依頼会員登録数：114人 利用回数：244回 利用時間数：442.00時間	育児支援の必要な世帯をボランティアによって支援することで就労しやすい環境の整備を図った。	子育て支援課	再掲	306
(3) 農山村における男女平等参画の推進	①女性が活動しやすい環境づくりの推進	家族介護支援事業	○家族介護教室を開催し介護の知識や技術の習得を促し、介護用品の支給券の交付、介護手当の支給を行い介護家族の経済的負担を軽減する。また、家族介護者リフレッシュ事業を開催し、在宅で介護している家族の同士の交流を図る。	家族介護教室開催回数：14回 家族介護教室参加者数：298人 介護用品支給者数：281人 家族リフレッシュ事業参加者数（介護者）：118人 家族介護手当支給者数：21人	家族介護支援事業を実施し、在宅の家族介護者の介護知識や介護技術を習得するとともに経済的負担や介護者の精神的負担の軽減を図るためリフレッシュ事業を行った。	高齢者福祉課		284
	②経済的地位向上と就業条件・環境整備	特産振興事業	○特別栽培農産物の認証。 ○都市農村交流施設におけるイベント開催、販売等の活動に対する支援。 ○農産物の加工・販売施設の管理運営。	認証制度の利用件数：5件 施設での特産品販売総額：547,258円	農業振興施設の活用により、農業に就業する女性と異業種の交流を促進した。また、農産加工等6次産業を推進し、地域の特性を活かした産業への女性の取り組みを支援した。	地域営農課		386
	③経済的地位向上と就業条件・環境整備	農業経営体制整備事業	○研修会、情報提供や農業推進班長の設置 ○集落等での座談会への出席 ○地域営農支援事業（担い手農家・営農集団等の規模拡大のための機械導入助成、市単独事業）	農業推進班長設置人数：431人 集落営農高度化検討組織数：6組織 地域営農支援事業実施件数29件 地域営農集団研修会開催回数：1回	地域農業集団等の研修会に女性の参加を促し、経営技術の向上と共に、集落営農における女性の参画を推進した。	地域営農課		379
(4) 高齢者の主体的活動を支える条件整備	①就労支援の充実	担い手育成事業	○研修会や情報提供。 ○農業資金の利子補給助成。 ○共同利用機械の整備。 ○経営構造対策事業等の担い手育成のための国県事業の活用。	利子補給件数：50件 経営改善計画認定数：22件 就農塾開催回数：18回	産直塾、実践塾の開催により、定年退職後の就農者の掘り起こしと農産物の栽培技術の支援を行った。	地域営農課	再掲	382
	②社会参画の推進	老人クラブ連合会助成事業	○老人クラブ連合会に補助金を交付し、連合会が地域の連合会に補助金の配分を行い、地域の連合会はその補助金を単位老人クラブに配分している。老人クラブ活動は友愛活動、奉仕活動、健康活動、学習活動、生きがい活動が主なものでも連合会、単位クラブで連携し実施している。	老人クラブ連合会会員数：3,859人 単位老人クラブ数：84クラブ 活動開催数：3,017回 出席延人数：32,994人	高齢者の社会参加や高齢者の地域貢献推進のため、老人クラブ連合会への支援を行い、老人クラブ活動の活性化を促進した。	高齢者福祉課		295
(5) 社会支援を必要とする女性(男性)のための支援	①相談体制の充実	相談指導事業	○生活に必要な問題の相談事業を2箇所の障害福祉施設に委託 身体障害者相談員は旧町に各1名を知的障害者相談員は1名を任命し配置し、障害者やその家族による相談を受け問題解決に対応してもらっている。 ○障害者相談員の活動について明記されたものがなく、様々な問題について相談を受ける場合について連絡会を開催	自立支援協議会：28回 障害者生活相談支援事業：2,462件 相談員相談件数：88件	相談支援事業所の相談員の異動はあったが、男性2名、女性2名と男女に関係なく相談しやすい体制をとっている。	社会福祉課		312
	②自立の支援	母子自立支援事業	○児童扶養手当事業。父又は母と生計を同じくしていない世帯に手当を支給する。 ○DV被害を受けた母子の身辺保護と生活再建のための施設措置に関する委託料の負担（相談・保護一切の事務） ○母子寡婦福祉会補助金事業。安芸高田市母子寡婦福祉連合会へ活動費補助金を交付する。	児童扶養手当：216世帯 母子生活支援：3件 母子寡婦福祉会会員数：150人	ひとり親家庭の福祉向上を図るため、相談対応や助言指導を行った。また、児童扶養手当事業により、生活の自立を促進した。	子育て支援課		323
	③自立の支援	生活保護事業	○訪問等によりそれぞれの世帯の困窮の程度を確認し、基準に基づき適正な金銭給付又は現物給付を行うとともに、関係機関と連携を図りながら、経済的、精神的に自立が図られるよう適切な指導・助言を行い対象者の自立を援助する。 ○関係機関（ハローワーク）との密接な連携に基づき、生活保護受給者等就労支援事業への参加を促進する。 ○民生オンライによる事務処理、レポート点検の外部委託、関係職員の研修・啓発事業を実施する。	訪問調査件数：992人 生活保護受給者等就労支援事業における事業参加者数：6人 生活保護受給者等就労支援事業における目標達成者数：3人	高齢者や障がいのある人、母子等の被保護世帯の自立を支援するため関係機関と連携した。特に、稼働年齢層を有するその他世帯や母子世帯に対しては、本人の就労意欲の喚起を図り、意欲のある人に対しては「ワーク」を連携して「福祉から就労」支援事業の対象者として就労支援を行い、保護からの経済的自立を図った。また、必要な研修へ職員を参加させ能力の向上を図った。	社会福祉課	再掲	558

安芸高田市男女共同参画プラン施策の実施状況(平成23年度事業分)

4 安心して暮らせるまちづくり

施策の基本方向	具体的施策	事務事業名	内 容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H23年度分事業評価)	課	再掲	事務事業番号
(1) 生涯を通じた健康づくり	①健康づくりの推進	母子健康診査事業	○集団健康診査として、市が対象者を呼び出し実施する乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査。 ○健康診査後のフォローとして1歳6ヶ月児・3歳児健康診査精神発達精密検査及び事後指導 ○妊娠時受診券を発行し、医療機関委託で妊婦一般健康診査、子宮頸がん検査、乳児一般健康診査を実施。	乳幼児健康診査受診者数(乳児・1歳6か月児・3歳児健康診査)：530人 医療機関委託妊婦一般健康診査受診者数：2,017人 医療機関委託乳児一般健康診査受診者数：361人	妊娠時からの育児支援を行うため、妊婦受診券を発行するとともに、乳幼児の健やかな成長発達を促すため、乳幼児健康診査では、乳児健康診査は1歳未満まで、1歳6か月児健康診査は2歳未満まで、3歳児健康診査は、4歳未満まで受診可能期間を延長した。また、受診後の相談・支援の充実を図った(医療機関等への照会や精検や子育て相談・赤ちゃん教室等)	保健医療課		249
		母子保険事業	○乳幼児健康教室(栄養士・歯科衛生士の実地指導及びフォローアップ教室開催)・妊婦教室(助産師・歯科衛生士、保健師・栄養士による指導) ○相談会(身体計測、保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士による個別保健指導、心理判定員による専門的な相談会) ○家庭訪問(新生児訪問)ほか乳幼児や妊産婦を対象にした家庭訪問)・未熟児養育医療給付事業 ●根拠法令：母子保健法	乳幼児健康教室(延参加者数)：977人 相談会(延参加者数)：1,187人 赤ちゃん訪問(新生児乳児延件数)：217件	妊婦教室では、家族や夫婦での参加を促し、沐浴など赤ちゃんのお世話の回を中心に、夫婦での参加があった。他の乳幼児健康教室でも、市民広報や家族での参加を呼び掛けており、今後も夫婦、家族で参加されるよう促していきたい。その他赤ちゃん訪問では、夫婦で協力しながら育児ができるよう相談した。	保健医療課		250
		成人健康診査事業	○総合健診は6月～7月、市内9会場で延べ21日間、健診機関へ委託し実施している。 ○人間ドックについては5月～1月の期間、11ヶ所の健診機関へ委託し実施している。 ○がん検診項目として、胃・大腸・肺・乳・子宮・前立腺がん検診を実施。	検診受信者：4,619人 乳がん・子宮がん検診受信者数：2,622人	女性特有の乳がん・子宮がん検診として対象者へ無料クーポン券を配布した。また、未受診者へは文書による受診勧奨を行い受診率の向上に努めた。健康フェスタにおいても、民間団体(ピンクリボン)と協力し、乳がん検診等の受診啓発等を行った。	保健医療課		251
	②生命と性の尊重	人権教育推進事業	○教職員対象の人権教育研修会の開催 ○指導主事等の学校訪問による指導	人権教育に係る研修会：3回	全学校において、全教育活動を通じた計画的意図的な人権教育を展開し、児童生徒のみならず指導する教職員の人権尊重の精神を涵養することで、男女共同参画意識の基盤を固めることができた。	学校教育推進室	再掲	168
(2) 生活安定のための条件整備	①総合的な福祉サービスの充実	介護保険制度運営事業	○介護保険制度や介護サービス等について、パンフレット等による啓発を行うとともに介護保険に関する相談等を受けることにより、介護保険の円滑な運営を行う。	要介護認定者数(月平均)：2,578人 介護サービス利用者数(月平均)：2,117人	介護を社会全体で支え、介護や支援が必要となった被保険者が、いつでも必要なサービスを受けることができるよう、個人の尊厳と男女平等の理念の元、介護保険制度の適切な運営に努めた。	高齢者福祉課		272
		介護保険給付事業	○介護サービス提供事業者や受給者からの請求に基づき、適正に行われたサービスについて介護給付費の支払いを行う。また、低所得者へ対して利用者負担の軽減を行う。	居宅介護サービス受給者数(年間)：18,249人 施設介護サービス受給者数(年間)：6,268人 地域密着型サービス受給者数(年間)：883人	介護や支援が必要となった被保険者へ必要な介護サービスを提供し、低所得者へは利用者負担の軽減を行い、不正な介護サービスを減少させ、サービス受給者が個人の尊厳を尊重した質の高いサービスを受けることができるよう介護保険制度の適切な運営を図った。	高齢者福祉課		275
		介護予防在宅支援事業	○在宅高齢者にサービス(外出支援・寝具乾燥・訪問理美容・配食・住宅改修費申請支援・日常生活用具支援)の提供を行う。また、生活介護サポーター養成講座を行い、安心生活創造事業の対象者(地域で孤立する可能性がある高齢者等)へ必要の見守り支援等を行う。	配食サービス事業配食総数：13,118人 外出支援サービス延利用者数：105人 寝具類乾燥消毒サービス延利用者数：185人 訪問理美容サービス延利用者数：247人 日常生活用具支給事業：17	高齢者が安心して暮らすことができるよう、配食サービス事業等を実施し、要支援高齢者の在宅サービスを支援した。在宅高齢者にサービスを提供することにより、住み慣れた地域での生活維持の援助をすることができた。	高齢者福祉課		283
	②地域福祉活動の推進	地域振興支援事業	○地域振興助成、コミュニティ助成、地域イベント助成による財政的支援 ○まちづくり支援センターや各地域振興担当課による相談、指導助言などの人的支援 ○活動中の事故を補償するためのまちづくりサポーター保険	活動助成事業実施組織数：31組織 地域イベント開催回数：6回 コミュニティ助成件数：4件 女性の推進委員：30名中9名	まちづくり推進委員は30名中9名が女性委員(30%)女性推進委員を中心に、地域自治組織に対し、地域活動や地域福祉活動への女性の参加を促進した。	まちづくり支援課	再掲	124
	③福祉のまちづくりの推進	進達事務事業	○建築確認申請、福祉のまちづくり条例届出、建築リサイクル受付進達事務、現地調査・調査作成業務 ○国土利用計画法に基づく土地売買等の届出・受付・広島県照申業務 届出の疑いのある取引については、違反事案カードを作成し広島県へ報告する。 届出に係る土地を取得から2年を経過したものについて遊休土地実態調査を行い、広島県へ報告する。	建築確認申請関係受理件数：151件 建築リサイクル受付件数：136件	福祉のまちづくり条例の整備対策施設について、すべての人が自由に行動できるような整備の指導を行った。(2件)	管理課		1
	(3) 安全・安心のまちづくり	①子どもの安全の確保	安全管理事業	○登下校時の安全確保のため、児童生徒に防犯ブザーや熊除け鈴を給付。 ○日本スポーツ振興センター災害保険への全児童生徒の加入推進	災害保険加入率：100% 災害給付金延件数：340件	幼稚園付近において、安芸高田警察署及び危機管理課と相談し、パトロールにより幼児の安全対策を図った。	教育総務課	
②日常生活における安全の確保		交通安全推進事業	○交通安全パレード、交通安全教室、交通安全テント村の開催、交通安全広報・パトロール等。	交通安全パレード参加人数：150人 高齢者交通安全教室参加人数：218人 交通安全テント村啓発人数：200人 パトロール回数：24回 広報掲載回数：4回	各年代に応じた交通安全教育・交通安全運動期間における街頭指導・各種研修の参加に努めた。交通安全推進隊員は1名増員し、79名中6名の女性隊員が活動している。	危機管理室		65
③災害時における安全の確保		防災体制整備事業	○防災会議の開催し、地域防災計画の修正を行う。 ○平常時の防災対策及び災害の発生時またはそのおそれがある場合の対策・対応に当たる。	防災会議の開催：1回 非常食(乾パン)の備蓄：8,192食 毛布の備蓄：1,320枚	任期(2年)満了及び人事異動等に伴う交代または再任命を行った。4名の女性委員さんに就任をいただき、女性の立場から、防災対策について幅広く意見聴取を行った。	危機管理室		53

安芸高田市男女共同参画プラン施策の実施状況(平成23年度事業分)

4 安心して暮らせるまちづくり(前頁より続き)

施策の基本方向	具体的施策	事務事業名	内 容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H23年度分事業評価)	課	再掲	事務事業番号
(4) 若者が居住する環境づくりの促進	①定住基盤の整備	地域情報格差是正事業	○民間通信事業者によるADSLサービスが提供できない地域(吉田町小山・竹原地域、甲田町小原地域の一部)について、5GHz帯無線アクセス及び行政インフラ(光ファイバー)を活用した安芸高田市運営によるインターネット接続。 ○地上波デジタル放送が受信できるよう、既設のテレビ共同受信施設の改修に係る助成、及び新たな難視地域のテレビ共同受信施設新設に係る助成の実施。	無線アクセスサービス加入世帯(累計):128件	豊かで便利な住民生活の実現を推進するため、地域による情報格差を是正するよう、広域ネットワークの有効利用を図った。	情報政策課		24
		雇用対策事業	○市内3高校が開催する職場訪問事業等に対して補助金を支出する。 ○市内企業等就職内定者に対しての合同研修の開催。	新入社員合同研修会参加者数:11人 職場訪問者数:129人	市内の企業等の就職内定者を対象に合同研修会を行った。 また、県立吉田高等学校の1年生市内企業職場訪問に対し、補助金を交付した。	商工観光課		398
	②定住を支える環境づくりの推進	ファミリーサポートセンター事業	○子どもを預かってほしい依頼会員と子どもを預かるボランティアを希望する提供会員を登録 ○依頼会員の希望に応じ、保育所児童クラブ等開始前や終了後、子どもの預かりを行う。預かりは提供会員の家で行い、家庭的な雰囲気の中で子どもを見守り交流をして子育ての知恵を伝えたり子どもの成長とともに見守る体制を作る。また、共働きの増加に合わせた病後児の預かりの実施、緊急時の宿泊を伴う預かりの実施に向けた体制を作る。	提供会員登録数:74人 依頼会員登録数:114人 利用回数:244回 利用時間数:442.00時間	育児支援の必要な世帯をボランティアによって支援することで就労しやすい環境の整備を図った。	子育て支援課	再掲	306
(5) 女性に対する暴力の根絶と相談窓口の充実	①女性に対する暴力の発生防止	防犯啓発推進事業	○安全・安心に関する講演などの啓発推進及びメール連絡網を活用した安全安心情報の発信	安芸高田市民のつどい参加者数:120名 安全安心情報発信:7件 メール連絡網会員数:428人	配偶者からの暴力やストーカー被害女性の保護・相談について、引き続き関係機関と連携し支援を行った。	危機管理室		60
		男女共同参画事業	○市民啓発や職員研修など講座を開催する。 啓発資料の作成・配布を行う。 ○審議会を開催し、女性参画率アップに向けた市民コンセンサスづくりを取り組む。 ○事業所を対象に、男女共同参画推進状況についてアンケート調査をし、分析を行う。	講座等参加者数:846人	家庭内での女性に対する暴力の発生を予防・根絶の講座等を開催し意識啓発を図った。広報紙で電話相談窓口の案内等周知に努め、ポスターの掲示、パンフレットの配布などを行った。	人権多文化共生推進室	再掲	129
	②セクシャルハラスメント防止対策充実	図書類自動販売機等立入調査事業	○図書類自動販売機の立入調査及び書店等の立入調査により青少年育成に対する理解を求め不適切なものについては指導をする。7月に自動販売機の調査、11月に書店等の調査を行い、必要があれば県職員が同行する特別調査(悪質と思われる箇所のみ)を行う。	図書類自動販売機立入調査件数:28件	性の商品化を防止するため、図書類自動販売機の立入調査及び書店等の立入調査により青少年の健全育成の推進を図った。図書類自動販売機立ち入り調査については、チラシの事前配布と定期的な巡回により関係者の自主規制意識が浸透してきている。	人権多文化共生推進室		132
		人材育成事業	○職位に応じた能力開発を行うための階層別研修のほか、基礎能力の向上や専門的知識の習得に必要な研修を全体研修の手法により実施する。 ○研修機関等に職員を派遣し、短期集中的に専門的知識・能力が習得できるよう派遣研修を実施する。	階層別等研修参加者数:2,073人 広島県自治総合研修センター参加者数:144人 派遣研修参加者数:9人 研修所研修(特別研修)参加者数:88人	意識改革、能力開発を図っていくことを推進するとともに、総合的な行政能力の向上を図ることを目的として、女性職員ステップアップセミナーへ継続的な取り組みとして2名職員を派遣した。 職員のハラスメント防止に関する要綱に基づき、ハラスメントの相談窓口を設置した。(相談件数なし)	総務課		437
	③相談体制の充実	防犯啓発推進事業	○安全・安心に関する講演などの啓発推進及びメール連絡網を活用した安全安心情報の発信	安芸高田市民のつどい参加者数:120名 安全安心情報発信:7件 メール連絡網会員数:428人	女性への暴力問題等に対し、引き続き、関係機関と連携しながらプライバシーに配慮した相談体制の構築に努めた。	危機管理室	再掲	60
		総合相談事業(甲田)	○生活上の問題に悩みを持つ市民の来館相談、訪宅相談を行い解決方法の助言や悩みを取り除く。 ○相談しやすい館運営と職員・相談員の資質向上のため各種研修やケース会議を行う。 ○相談内容に応じて専門機関、関係機関と連携、協議を行う。	地域巡回相談件数:65件 一般相談件数:1,114件 相談員研修回数:24回	相談員は女性なので、女性の相談しやすい環境になっている。 相談員は各種研修会に出席し、資質向上を図る。	甲田人権会館	再掲	241

資料／調査の結果からみた現状と課題

平成 24 年 6 月 15 日作成

平成 24 年 12 月 5 日加筆訂正

1. 調査の概要

- 調査期間 平成 23 年 11 月 15 日～平成 23 年 11 月 29 日
- 配布数 387 件
- 有効回収数 189 件 (回収率 48.8%)

2. アンケート結果

<http://www.akitakata.jp/photolib/P06929.pdf>

3. 回答事業所の属性

安芸高田市で活動している事業所の規模は、単独事業所が多く 51.9%。また、従業員規模や形態別を見ても 10 人未満の単独事業所の割合が多いことから、安芸高田市では、中小事業所の占める割合が多い。

雇用形態別従業員数では、全体の正規従業員の割合が 61.2%と半数である。性別ごとの割合では、男性の正規従業員割合 82.4%に対し、女性の正規従業員割合は 38.3%となっており、女性のパート・アルバイト率が高い。特に、企業形態が「本社」となっている従業員規模「300 人以上」の企業では、女性のパート・アルバイト率が極めて高い。

管理職登用状況は全体で男性 88.9%に対し、女性が 11.1%。特に、50 人以上規模の事業所は、平均より下回っている。

非正規雇用の大半が女性であり、正規職員として雇用されていても、管理職への登用がされておらず、大きな事業所になればなるほどその傾向が顕著であるという点が明らかになった。

4. 調査結果

【1】女性の積極的活用への取り組みについて

ポジティブアクション（女性社員の活躍推進）について、「内容について知っている」と回答したのは 24.3%。「内容を知らない」「名前は聞いたことがあるが内容を知らない」と回答したのは合わせて 75.6%。ポジティブアクションに対する認知度は低く、さらに、ポジティブアクションに関する取り組みを行っている事業所は 18%となお低い。

「女性の勤続年数が伸びた」「責任ある職務に就く女性が増えた」と回答した事業所割合は合わせて 51.3%であり、「意欲と能力のある女性は、管理職に

就いた方がよい」と回答した事業所割合は 67.2%とともに高く、女性が働き、責任ある地位に就くことに理解を示す環境は整っている。しかしながら、管理職登用や人材活用に関して、「家事、育児、介護など家庭の事情で、業務に制約が生じやすい」や「女性自身が昇進や昇格、管理職に就くことを希望しない」と回答した事業所は合わせて 65.1%と高い。周囲の理解は整っている一方で、現状として女性の社会進出が進んでいるとは言い難い。

【2】育児と介護と仕事の両立支援について

改正育児・介護休業法が施行されたことについては「内容を知らない」「改正されたことは知っているが、内容は知らない」と回答したのは合わせて 58.2%と高く認知度が低い。また、育児・介護をしながら働くことについて、特に取り組みを行っていないと回答した事業所は 37.6%と比較的高い。

しかし一方で、規則や休業制度などさまざまな取り組みを行っている事業所も多い。特に、100人以上の規模の事業所や本社機能を有している事業所に多く見受け、改正育児・介護休業法が事業所の就業規則などに与えている影響は大きい。

結婚や出産を期に退職を選択する女性の割合については、「ほとんどいない」が 72.0%で、結婚や出産を期に退職する女性の割合はとても低い。また、平成 22 年度中に出産した女性従業員数の育児休業の取得状況は「15 人」全員が育児休業を取得しており、女性の育児休業取得率は 100%である。

また、平成 22 年度中に配偶者が出産した男性従業員数は「17 人」で、うち育児休業を取得した男性従業員数は「2 人」となっており、男性の育児休業取得率は 11.7%である。全国平均が女性 83.7% 男性 1.38% サンプル数は少ないものの、安芸高田市は全国平均をはるかに上回っている。

介護休暇の取得状況は、女性、男性とも「取得していない」と回答したのが 79.4%と高く、介護休暇の取得状況は低い。育児と介護を比較した時に、育児については制度運用が進んでいるが、介護についてはそれほど進んでいない。介護が、ヘルパー制度や特別養護老人ホームなど、家族以外の担い手が充実していることに一因があると推察される。

事業所側から見た、育児・介護と仕事の両立支援制度の利用促進の課題については、「代替要員の確保が難しい」46.0% 「周囲の業務量が増える」37.0%が主な理由となっている。

ワーク・ライフ・バランス推進の認知度については、「言葉も内容も知っている」は回答したのは 23.3% 「言葉は聞いたことはあるが、内容までは知らない」と「言葉も内容も知らない」と回答したのは合わせて 71.4% ワーク・ライフ・バランスという言葉の認知度は低い。また、ワーク・ライフ・ balan

ス推進に必要な施策については、「両立支援に関する制度の充実」29.6% 「保育や介護の施設やサービスの充実」27.5% 「社会全体の理解促進・啓発」24.9% といった項目が高い率となっており、制度や環境の充実が求められている。

【3】男女がともに働きやすい職場環境について

セクシュアル・ハラスメント防止や対応の対策について、「相談体制、苦情受付窓口の設置」28.6% 「倫理規定・行動規準を就業規則に盛り込んでいる」27.0% 「意識改革・啓発の従業員研修と管理職研修」が合わせて 39.7%と多くの対策が取られている一方で、「特に対策を取っていない」49.7%と高い率の回答もあった。また、対策を取られている事業所は 300 人以上の規模が最も高く、概ね小規模の事業所になるほど対策が取られていないため、二極化の状況が見受けられる。

また、過去の事例も含めてセクシュアル・ハラスメントの相談については、「あった」4.2% 「なかった」91.0%となっており、市におけるセクシュアル・ハラスメントの問題は皆無に等しい。しかし一方で、被害にあっても相談体制が事業所にない、問題を問題として捉えられず表面化していない課題も多くあると推察される。

【4】男女共同参画について

男女共同参画社会基本法が施行されたことについては、「内容について知っている」については 40.7% 「名前は聞いたことがあるが、内容については知らない」と「名前も内容も知らない」については合わせて 53.9% と一定程度の認知度はある。特に、100 人以上規模の事業所は認知度が高い。

男女共同参画を推進するために、事業所として力を入れるべき項目について「配置・昇進・教育訓練に男女差を作らない」53.4% 「募集・採用において男女差を作らない」49.7% 「賃金において男女差がないこと」47.1% 「仕事と家庭の両立可能な環境を作ること」42.9%が上位となっている。

男女共同参画を推進するために、行政の支援や補助の要望について「財政的支援 ※奨励金、低金利融資」 37.6% 「啓発を推進し市民意識が高まること」24.9% といった回答が上位となっている。

5. まとめ

安芸高田市の事業所は、小規模事業所及び中小事業所の占める割合が高く、女性の多くは非正規雇用が多い。また、女性の管理職登用も進んでおらず、事業所は女性を積極的に管理職に登用すべきという高い意思を持ちながらも、そのための取り組みや課題解決に向けた動きは、まだ積極的とは言えない。

また、周囲の環境の影響なのか、女性自身も管理職に就くことを望んでいないというアンケート結果もあり、まだまだ社会における女性の能力を発揮できる状況でないことが明らかになった。

改正育児・介護休業法、ワーク・ライフ・バランスなどの法律について認知度は低く、また仕事と家庭の両立支援のための事業所側の取り組みもされていない状況がある。

ただし、育児休業に関しては、アンケートに回答された事業所に勤務する平成 22 年度中に出産した女性職員の内、すべての女性職員が育児休業を取得している。また、結婚・出産を期に退職する女性の割合は低いので、安芸高田市では結婚・出産が女性にとって働きにくくなる要素にはなっていない。これは安芸高田市の核家族化が都市部より進んでおらず、育児世帯が働きながら家族の誰かに子どもの世話を頼める状況と、市内の保育施設が充実している仮説が成り立ち、何らかの形で、子どもを預けて働ける状況にあるためではないかと考えられる。また、市内の事業所 1 カ所では、事業所内での保育施設を設置しているという報告もあり、特定の事業所については、今後こういった取り組みを検討していく必要がある。

男性職員の育児休業については、平成 22 年度中に休暇を取得した男性職員が 2 人で取得率が 11.7%となっており、サンプル数が少ないものの全国平均をはるかに上回っている。こういったことから、安芸高田市内の事業所においては、男性の育児参加を推進する雰囲気はあると言える。しかしながら、男性と女性の給与格差も実態的にはあり、男性の育児休業が家計を圧迫するという理由から取得が伸び悩んでいるという状況も男女共同参画推進審議会で議論された。課題としては、さまざまな制度確立や女性の社会参画に対する理解促進と啓発の今後も充実していく必要がある。また、確立された制度を運用するフォローアップ体制をさまざま分野で行う必要があると言える。

セクシュアル・ハラスメントの防止対策は、事業規模の大きな事業所については一定程度なされている。また、セクシュアル・ハラスメントの相談については、圧倒的に「ない」となっているが、それで問題が起きていないと判断はできない。小規模の事業所については、相談体制が取られていないケースもあり、潜在的な被害状況があると考えるのが妥当と言える。今後も女性の人権を守る視点から、市と事業所が協力し啓発事業や相談体制の推進を行う必要がある。

男女共同参画推進するためには、行政、事業所、市民が三位一体となって推進する必要がある。男女共同参画の推進のために事業所として力を入れるべきことは、①人事面において男女差をなくすこと。②賃金面において男女差をなくすこと。③仕事と家庭の両立可能な環境を整えること。と大きく分けて 3 つ

の意見があった。また、事業所が行政に望むことは、①奨励金や低金利融資といった財政支援。②啓発による男女共同参画の気分の醸成。の2点が意見として出された。

現状は以前と比べれば、女性の社会進出や能力発揮など、性別を問わず自分らしく生きる生き方の認知。子育て環境の充実、男性の育児参加など、男女共同参画に対する意識の高まりは確実に前進しており、具体的に数値として成果が出ている分野もあり、男女共同参画推進審議会においても一定程度評価を受けた。しかしながら、地域、事業所においても男女平等意識が浸透しているとは言えないアンケート結果も見受けられたのも事実である。

今後とも、男女があらゆる分野において、対等な立場で責任を持って能力を発揮できるような男女共同参画社会の実現に向けた施策展開を推進する必要がある。